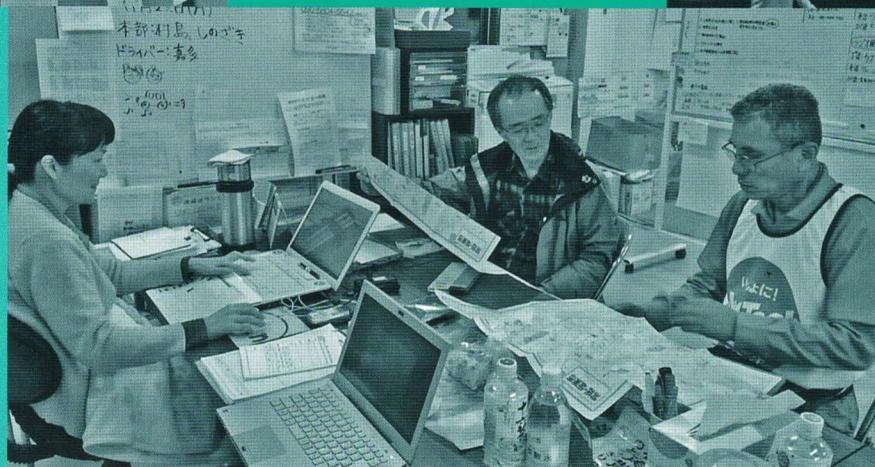
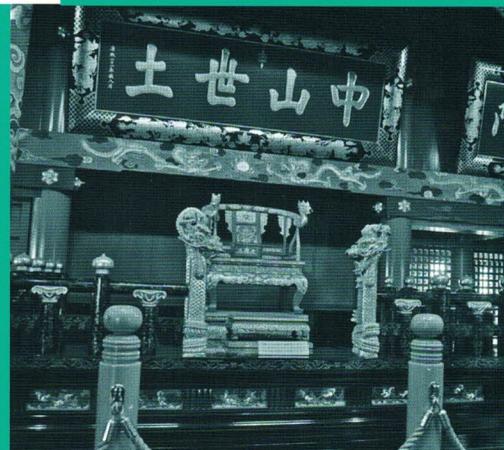


# MOVE RE

## 市民の手による移動サービス情報誌



モヴェーレ  
NO.24  
2016  
MAY



### 特集 I 訪問型サービス口はこう考えよう！

“新しい総合事業”を活用して地域の移動サービスを充実させるには ..... 2

### 特集 II 水害被災地・常総市(茨城県)での取り組みを通して、災害時の移動支援を考える ～被災地の移動送迎支援活動セミナー in おおさか～ ..... 5

- 東奔西走・淳ちゃんが行く〈自民党ユニバーサル社会推進議員連盟事務局長・盛山正仁衆議院議員〉 ..... 8
- シリーズ / うちの一押しドライバー ..... 10
- 大切にしたい通達の“こころ”「移動困難者の生活を支えている」 ..... 12
- “新しい総合事業”に基づく移動支援が始まります  
　　松戸市(千葉県)訪問型サービス B のオプションで移動支援導入へ ..... 14
- シリーズ / でかけてみませんか 沖縄ぶらり一人旅 ..... 16
- 全国移動ネット活動報告・各地の動き ..... 17
- 全国移動ネット事務局だより ..... 19

2016年4月14日以降の熊本県・大分県での大地震によって、亡くなつた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

熊本市内では、発災から数日で路線バスが一部地域を除いて運行を再開した半面、自力で移動できない人や、バスが走っておらずマイカーも使えない地域においては、通院や入浴、避難所からの一時帰宅など、日を追うごとに「移動」が大きな問題になると見えられます。全国移動ネットでは、「ももくり送迎基金」に情報を集約しながら、現地でのニーズ把握や支援拠点の設置なども検討しています（4月末現在）。



## 新しい総合事業を活用して 地域の移動サービスを充実させるには！ 訪問型サービスDは こう考えよう

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業という）」の「介護予防・生活支援サービス事業」のメニューとして「訪問型サービスD」が示されたことを受け、本誌23号では、訪問型サービスDはどのような活動が想定されているか、いくつかの事例を紹介した。今号では、厚生労働省から示された資料を基にその組み立て方を考えてみたい。2016年3月6日、大阪市で開催されたセミナー「新“介護予防・日常生活支援総合事業”における移動の確保を考える」（主催：関西STS連絡会）の一部を紹介する。

「総合事業フル活用で地域の移動送迎支援活動の充実を目指す！」

NPO法人 アクティブネットワーク代表理事 遠藤準司氏

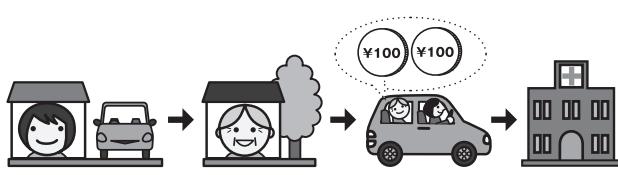
### 要支援者だけじゃない！？ 総合事業の対象者

今年1月20日付けの読売新聞に「介護保険 調理・買い物除外」という見出しの記事が掲載されました。「新しい総合事業」が未実施の自治体が圧倒的に多い中、厚労省内では2017年度から要介護1・2の調理や買い物といった生活援助について介護給付の対象外とする議論が始まっているというのです。実施時期はともかく、いずれは要支援者のみならず要介護者からも生活援助が外されるとすれば、これから自治体等が策定するサービス等の整備計画には必然的に対象者の拡大を見越した準備が必要になってくると思われます。

### 訪問型サービスDはどのような場合に使えるか？

訪問型サービスDの具体的なサービス内容について

ては、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援、移送前後の生活支援となっており、具体例としては、「買い物、通院、外出時の支援」「通所型サービスBを利用する場合の送迎」が示されています。類似するサービスとして訪問介護の「通院等乗降介助」がありますが、これは、利用目的が通院送迎に限定されています。一方、訪問介護サービスDは上記のとおり通院のみならず、買い物や外出時の支援また通所型サービスBを利用できるなど幅広くそのサービス利用が認められています。



ガソリン代相当なら無償の範囲

また、運行部分の形態については、道路運送法上の登録をする福祉有償運送や公共交通空白地有償運送でも、登録不要の活動（無償運送等）でも実施が可能です。

### 訪問型サービスDにおける補助（助成）は運営費補助

訪問型サービスDの実施方法は、「補助（助成）」対象とされており、「新しい総合事業ガイドライン」の中で次のように書かれています。

『住民主体の支援の場合には、補助（助成）の方法で事業実施することが通常考えられるが、当該補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（水光熱費、サービスの利用調整等を行う人件費）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする。運営費の一部を補助するものであるが、例えば年定額での補助といったことも考えられる。』

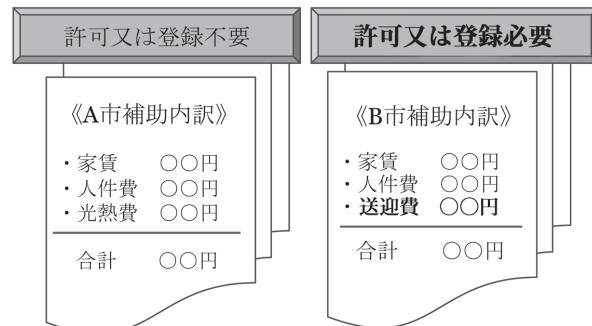
この柔軟な書き方がポイントになってきます。

### 厚労省が示す訪問型サービスDと道路運送法との関係

前述の道路運送法上の登録の要否について、厚労省は2015年8月19日付の「『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン』についてのQ&A」の中で以下の見解を示しています。『訪問型サービスDに対する補助（助成）については』『当該サービスの利用調整に係る人件費等の間接経費のみ対象にするものであり、移送に関する直接経費を対象としていないため』、『許可又は登録は不要』。

また、通所型サービスや一般介護予防事業の送迎を別主体が実施する場合を例にとって、『補助の具体的な対象経費を市町村において判断するものとされており、補助対象に運送の対価が含まれている場合は、許可又は登録を要する。（同一主体で実施する場合も同様）』としています。

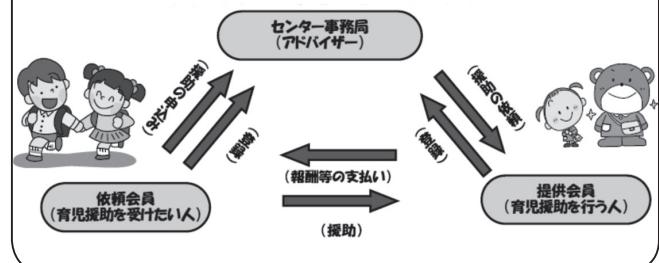
つまり、一回あたりの運行経費（直接経費）の項目を計上した場合は許可又は登録が必要となり、それらの項目が計上されていない場合は不要となります。図で示すと右図のようになります。



### 訪問型サービスDと「道路運送法における登録又は許可を要しない態様について」

訪問型サービスDが全国的に拡がるかどうかの最も重要なポイントは、自家用自動車をどれだけ有効活用できるかという点に尽きます。その方法として、具体的には訪問型サービスDの提供形態に最も近く、登録も許可も必要とされていない「ファミリー・サポート・センター」の例を参考にするといいでしょう。「ファミリー・サポート・センター」

#### ファミリー・サポートのしくみ



は子育て支援事業として提供会員（育児の援助を行いたい人）と依頼会員（育児の援助を受けたい人）が会員になり相互の援助活動を行っています。実際、各地のファミリーサポート事業では、保育施設等への送迎があり、提供会員所有の自家用自動車が活用されている例が数多くあります。国土交通省はこのファミリー・サポート・センターの送迎について『道路運送法における登録又は許可を

要しない態様について』（以下）に位置付けているのです（ただし、ファミリーサポート事業は市町村の委託事業です）。

『子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等の実費も含む。）の負担を求めるものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない。』

【国土交通省：道路運送法における登録又は許可を要しない態様について】

千葉県松戸市では、この方式で訪問型サービスBのオプションに送迎（移動支援）を組み込みました（本誌p14-15参照）。利用者から受け取る金額と、補助（助成）の仕組みを市町村がどう決めるか、この部分が、活動の継続性と登録の要否という点で非常に重要ということになります。

## 自家用自動車の活用とシェアリングエコノミーの波

最後に、今や世界的潮流となり、新しい消費行動として注目されているシェアリングエコノミーというのがあります。これはスマートフォンなどのテクノロジーの進化によってもたらされる個人間や企業等との新しい経済の仕組みです。例えば携帯電話のGPS機能を使用した配車システムやライドシェア（相乗り）などがあります。

日本の自治体でも、特にバスやタクシー等のない地域で、生活交通の確保や観光分野における地域の活性化の切り札として、シェアリングエコノミーへの関心度が高くなっています。日本では関係法令等との整理や法改正等のハードルが高く、どの程度の拡がりを見せるのか予測できませんが、自家用自動車の今後の動向に注視していくべきだと思います。

### 福祉有償運送団体、これが私の進む道！

### 「岡山県における取組みの現状を通して、今後の課題を探る」

NPO法人移動ネットおかやま理事長 横山 和廣氏

【報告】伊良原 淳也

「こんにちは、横山から来たおかやまです。」第一声で70名の参加者の爆笑を誘い、その独特の語り口と歯に衣着せぬトークは終始笑い声に包まれながらも、私たち移動送迎支援活動の関係者の取り組むべき課題や、「新しい総合事業」との関係性・行政との協働など、様々な観点から複眼的に持論を展開されました。

今回のお話は大きく分けて2つありました。一つ目は、「NPO法人 移動ネットおかやま」が行ってきた、岡山県長寿社会課や岡山運輸支局との関係構築のエピソードの紹介とその必要性の話。まず、福祉有償運送はビジネス（営利活動）としては成り立たないことを前提にする大切さを力説されました。介護事業者は指導助言されるが、福祉有償運送はそうではないはず、補助金が出ることに期待するのも間違いという姿勢で、県や運輸支局と一緒にセミナーや出前講座を企画立案したこと、県や運輸支局と対等な立場で意見交換できる素地ができたそうです。

二つ目は「NPO法人 かめかめ福祉移送」が地元倉敷市と協働で行った取り組みの話。主に、「移動ボランティア穗井田らんらん」（登録不要の活動）の報告でした。倉敷市内の公共交通がなくなった地区において、福祉有償運送の対象外の人が利用できる代替移動手段を検討することを目的に始めたのが「穗井田らんらん」です。その運行体験を通じて、住民の方が自ら地域に必要で最適な移動サービスを創りだし、そのサービスを守るために学習をしていらっしゃるそうです。

横山さんは今後の課題として、日常生活支援総合事業の活用に期待しつつ、行政も住民もNPOもこれからは、自分たちの移動は自分たちで考えて、行動に移す覚悟と志が肝心です。と締めくされました。

## 【特集 II】《被災地の移動送迎支援活動セミナー in おおさか》

# 阪神淡路大震災 21 年・東日本大震災 5 年・茨城県常総市豪雨水害から 6 カ月 水害被災地・常総市（茨城県）での取り組みを通して、 災害時の移動支援を考える

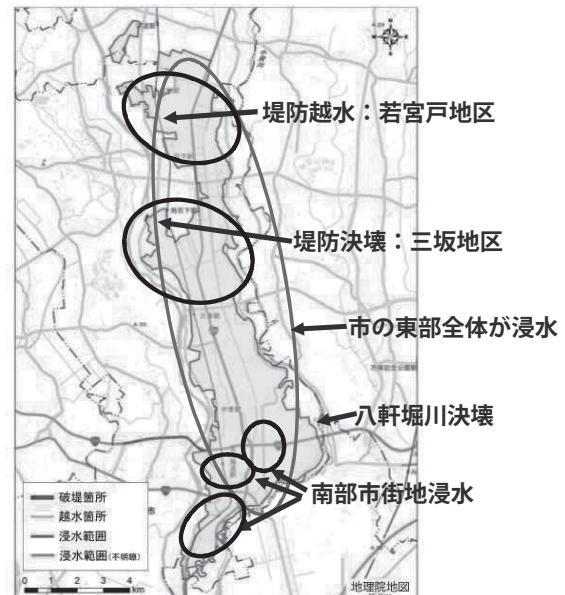
—2015 年 9 月 10 日。茨城県常総市を襲った鬼怒川水系の決壊は、全壊 50 件、大規模半壊 914 件、半壊 2,773 件。避難者数 6,223 人という深刻な被害となった。NPO 法人全国移動サービスネットワーク、関西 STS 連絡会、NPO 法人移動支援 Rera（石巻市）、茨城福祉移動サービス団体連絡会が、被災現地の NPO 法人茨城 NPO センター・コモンズを支援する形で拠点づくりを開始。10 月に「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」が発足した。

そして、6 カ月を経た 2015 年 3 月 6 日。“ももくり送迎基金”がセミナーを開催し、「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」を創って奮闘してきた NPO センター・コモンズ事務局長の横田能洋さんから取り組みの報告を受けた。被災地の生の情報や貴重な教訓を、今後の被災地への移動支援のネットワークづくりへの問題提起としてレポートする。（文責は編集部）

セミナーは、「被災地での具体的な支援活動はもちろんありがたかったが、遠いところから STS の皆さん方がたくさん来てくれたことが、すごく大きな支えになりました」という、穏やかな人柄が伝わってくる横田さんのあいさつから始まった。

### 常総市における茨城 NPO センター・コモンズの取り組み

常総市は、2015 年末で人口が 6 万 4,462 人。日系外国人が働く工場やアパートがあり、県内最多の 3,922 人（約 6%）の日系外国人が住んでいる。その地で、課題があるなら制度がなくても、あきらめずに取り組んでいこうと、6 年前に NPO センター・コモンズを創った。学生時代に関わった障がい者（聴覚障害）運動とブラジルからの不登校の子どもが、重なって見えてきた。それが、わたしの原点だ。緊急雇用対策で、県・国とともに共に外国人への就労・



1 メートルの浸水  
があった  
コモンズ事務所

就学の相談にも取組んだ。今回の水害でも、外国人の定住問題が一気に表面化した。言葉や情報の問題もあり、住宅の確保が難しく、子どもも“将来の夢”を持ちにくいなど、厳しい状況が続いている。

今回の水害は、市の半分が被災。行政機関も水没。避難所に行けない高齢者、障がい者、子ども連れの方々は自宅の 2 階に止まり、食料の配給もなかつた。全国からの毛布や暖房器具の支援がなかった

ら、寒さで亡くなつた方が出ただろう。みんなが来られるような避難所の確保と、毛布や水の備蓄、情報を得るための自家発電機（ソーラーパネル、ガスボンベ）の重要性、膨大な災害ゴミの仮置き場での種分けの徹底など、さまざまな反省点と教訓がある。

## 「たすけあいセンター JUNTOS（ジュントス）」の立ち上げ

被災者への支援活動と情報発信の拠点としてスタート。“ともに助け合う”の想いを込めたポルトガル語「juntos:一緒に」を文字って、「j」は情報発信、「u」は運転（移動支援、カーシェア）、「n」は直し隊（住宅改修、空き家再生）、「t」は届け隊（支援物資を届けて見守り）、「o」はお話し隊（在宅避難者の調査と市への提言）、「s」は住み隊（地元で共に暮らせる福祉長屋、被災受験生の無料塾）などに取り組んできた。

### たすけあいセンター JUNTOS とは

#### ●設立経緯

- 9月10日 水害により茨城NPOセンター「コモンズ常総事務所」も約1メートル浸水
- 9月17日 被災者の支援活動と情報発信の拠点として「たすけあいセンター JUNTOS」を立ち上げる

#### ●初期の主な活動

- ・支援物資の提供 ・機材・軽トラ等の貸し出し
- ・炊き出し・お茶会の開催 ・被災した受験生向け学習支援
- ・空き家を活用した地域の拠点づくり
- ・在宅避難者の調査と市への提言

支援物資を届けながら、130世帯の住所を把握したので、今後はそれぞれの体験や提言をまとめた冊子を作り、防災やまちづくりに活かしたい。また、2階建ての元ホテルを借りて、サロン、風呂の開放、ボランティアの簡易宿泊所などにしている。いずれは、そこを改装して独居高齢者のグループハウ

スにと考えている。

避難所、病院、鉄道状況、電気・水の復旧情報なども“多言語”で情報誌とラジオで発信し、“カーシェア”会社から車7台を借りて移動支援に貸し出している。また外国人支援に関わる弁護士との法律相談や、行政文書の翻訳もしてきた。



決壊箇所付近の全壊家屋

水害後の状況として、公的制度や義援金配分と“家の改修費”、空き家化・人口流出と“住民の孤立化”、個人企業・商店に支援がないことによる“閉鎖”“廃業”、“孤独・引きこもり”“生きがい喪失”などの心の問題などが顕在化している。そうした中での“外出支援”は、通院だけではなく、とても大切な取り組みである。



JUNTOS 移動支援の送迎風景

## 「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」での取り組み

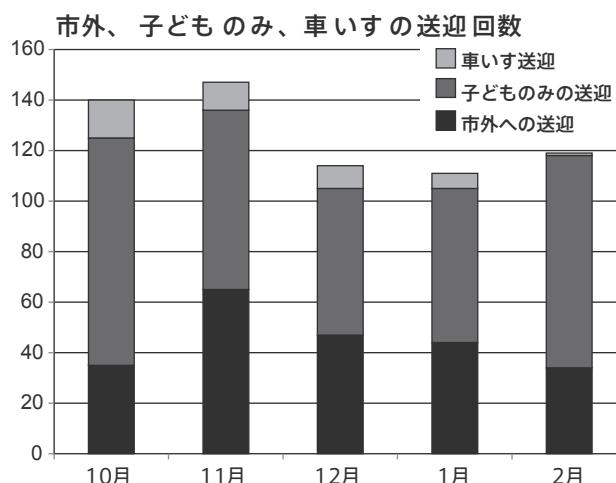
“移動支援”的最初のきっかけは、定期的に通院しなければならない被災者の存在だった。いち早く関西STSとレラの仲間が泊まり込みで支えてくれた。そして、11月末から避難所の閉鎖が続き、高速道路料金の無料化も終了。課題は、地元のボランティアをどう増やすかということになつたため、12月に茨城福祉移動サービス団体連絡会主催で「ボランティア送迎講習会」を開催。現在は、

避難所にいた人も含めて、地元のボランティアが送迎を担ってくれている。



## ボランティア送迎 講習会で地元 ボランティアを 募るきっかけづくり

2015年10月から2016年2月末までの移動支援の実績は、“送迎人数：1,707人”“送迎回数：1,372回”“スタッフ・ボランティア数：540人”になっている。現在のJUNTOS移動支援の登録数は92名。利用目的は、通院、通園・通学、買い物、自宅の片づけなどで送迎回数は全体的に減少傾向。2016年1月からは被災者に限らず、高齢者、障がい者など常総地域の移動制約者への移動支援を広く取り組んでいる。



常総市には予算化された、タクシー会社による  
デマンドタクシー（社会福祉法人が運営）があり、

セミナー後の、「たすけあいセンター JUNTOS」からの便りでは、被災した民家を修繕し、外国人を含めた子どもたちの学習拠点にしたこと、3月には地域の高校生、小中学生と外壁のペンキ塗りしたこと。同じく3月に「茨城NPOセンター・コモンズ」は、“助け合いながら暮らせる福祉長屋”を常総市で実現するためのフォーラム「空き家を活用した共同住宅の具体化方策」「多様な人による共同コミュニティの運営」の2本を、県労働者福祉基金の支援を受けて開催したことが記されている。

深刻な水害被災地・常総におけるNPOの“たくましい日常活動”に、心が温かくなるとともに、逆に励まされていることに気がつく。これを助け合いのネットワークなのだ。(編集部)

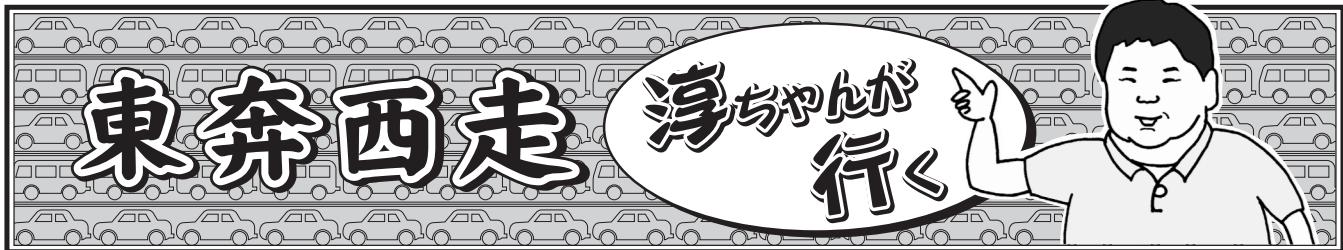
午前8時から午後4時、一時間おきに片道250円で運行している。しかし市外へは出られず、運転手が車から降りられない。子どものみの送迎ができず、車いすも乗れない。JUNTOS 移動支援はそれをカバーするために、現在は100円で送迎している。市の理解は得ているが、財政的支援はゼロである。

## 被災者への“移動支援”活動を通して見えてきた大切なものの

県が無料で用意したつくば市の宿舎に、100世帯ほどの被災者がいる。でも「住民票」をつくば市に移さないと、「介護保険や障がいのサービスを受けられない」と言われている。東日本大震災では、そういう人には「特例法」が適用されると聞く。また水害後、遠くから児童生徒の送迎をしている「保護者の負担軽減」を、2016年2月8日に常総市に「提案書」として提出した。

2015年12月には、小中学校の協力を得ながら保護者が送迎している200世帯の状況調査を実施したが、その結果、「通学に困難」と答えた人が半数いることが判明。集団での送迎、登下校時間の幅や延長などを、市に提案中である。また「送迎サービスを利用したい」人が4分の3に上ることも明らかになっている。

そうした取り組みで、“移動の支援”を通じて見えてくるさまざまな課題を改善していくことも、私たちの役割だと思っている。そして学習支援やいろんな活動との組み合わせによる“移動支援”が見えてきたことが良かったなあと思っている。ありがとうございます。(拍手)



## 「ありがとう」を強いられない社会を目指して

法務副大臣兼内閣府副大臣・自民党ユニバーサル社会推進議員連盟事務局長 盛山 正仁衆議院議員

盛山正仁衆議院議員（法務副大臣兼内閣府副大臣）は運輸省（当時）の、消費者行政課長時代に交通バリアフリー法策定の責任者としてご尽力されました。現在はユニバーサル社会推進議員連盟の事務局長としてバリアフリー、ユニバーサル社会の実現にむけて広範な諸問題の解決に取り組んでおられます。



— バリアフリーとの出会いを教えてください。

昭和52（1977）年に運輸省（当時）に入省し、約20年が過ぎた時（平成10（1998）年7月）に運輸政策局国際業務第一課から同じ局内の消費者行政課（現：総合政策局安心生活政策課）に異動したのが出会いです。従来の運輸省は許認可官庁といわれ、中央省庁のなかでも許認可件数が多いことで知られていました。その汚名を返上して政策官庁に転換するため、平成3（1991）年の組織改革で運輸政策局を新設したものです。

— 今の総合政策局ですね、花形の部署では？

運輸省には鉄道・自動車・航空・海運というようにそれぞれの交通機関を所管する部局があり、当時は交通サービスの企画立案、安全性の確保、環境対策等のため、

事業者やその業界と向き合うことが中心でした。利用者である市民にむけての行政は二の次といった状態だったため、その反省にたって設置されたのが、消費者行政課です。

「何をするの？何ができるの？乗車拒否や駅員等の不適切な接遇のクレーム相談窓口かな？」と、私自身も感じていたように、運輸省には似つかわしくない課と認識されており、正直なところ当時の私としては、嬉しい人事異動ではありませんでした。（笑）

— 交通バリアフリーを担当して印象は変わりましたか？

交通バリアフリーを進めるには予算が必要であるということが一番重要なポイントだと思います。鉄道駅等の段差を解消するための補助制度等が伴わなければ、バリアフリーは進展しません。

消費者行政課長に着任早々の平成10（1998）年7月、当時の局長

から「バリアフリーをやるよう」に指示を受けましたが、私はバリアフリーについてほとんど知識がありませんでした。慌てて、資料等を調べてバリアフリーの歴史や現状を知るにつれ、駅の段差解消（エレベーター設置）が急務であることを理解しました。

— 予算要求は順調に進みましたか？

当時、それらの事業は交通工コロジー・モビリティ財団の予算内で行われており、消費者行政課のバリアフリー化予算は1億円程度というお粗末な状態に驚きました。そこで新規に予算要求を検討しましたが、シーリング（前年予算を限度とする「天井」のこと）の壁を超えることが出来ません。局長から「何とかしろ」と言われましたが、それに対して「本予算では無理です。補正予算があるならやります」と答えたのが大きな動きの始まりで

した。売り言葉に買い言葉でした（笑）。補正予算とは、景気対策等その時々に応じて、必要な予算を組むものです。

局長は、自民党的有力議員に「駅のバリアフリー対策が高齢者や障がい者にとって重要であること、それは景気対策にもなり、最終的には支持拡大につながる。」と働きかけました。

また、前運輸大臣である亀井善之衆議院議員（故人）に、予算を獲得するため交通バリアフリー化推進議員連盟を設立することについて相談をさせていただき、初代議連会長に就任していただきました。そのおかげで50億円の予算が平成10年度第三次補正予算に計上されたのです。それ以後積極的にバリアフリー対策が自民党によって推進されることになり、消費者行政課は予算をはじめバリアフリー政策の推進で議連に大変お世話になりました。

—エレベーター、エスカレーター設置を進める補助制度の創設ですね

平成10（1998）年10月に予算要求を行うと同時に、大手鉄道事業者の担当者を対象にして新たな助成制度の要求について説明会を開催しました。その時の各社からの対応は散々なものでした。予算要求中であったこともあり、「それは福祉政策であり、運輸政策ではないので、鉄道会社の責任ではない。本来所管する鉄道局ではなく運輸政策局バリアフリー担当課

長の話につきあっていられない。予算が確保されたなら話を聞く。」という態度がほとんどでした。唯一、予算要求に協力してくれたのは、阪急電鉄一社のみでした。

平成10（1998）年末に補正予算として50億円が決定すると、各社はこぞってエレベーター、エスカレーター設置補助金要求書を提出してきて、あつという間に全額が執行されました（笑）。予算規模の割には新聞やテレビで大きく取り上げられ、私自身驚くと同時に、社会に必要で待ち望まれていた政策であることを強く実感しました。その証拠に、平成11（1999）年春以降の各省庁の予算要求に関する報道にはバリアフリーという言葉がたくさん踊るようになっていました。

そして平成12（2000）年度の予算について思案しているときに、また局長がやってきて、「今度は法律を作れ」と指示を受けたのです。

— 交通事業者にバリアフリーを義務付けるために、法律が必要ということですね

作業チーム8名が編成され、「タコ部屋」と呼ばれる小さな会議室に籠って、夜も昼も作業に取り掛かりました。ADA法などの諸外国の法体系や、先行して法律化していたハートビル法などを研究しました。健常者ばかりで分からぬことが多い多かったのですが、松尾榮さん（元日本身体障害者団体連合会会長・故人）、村谷昌弘さん（元日本盲人会連合会会長・故人）、妻屋明全国脊髄損傷者連合

会代表理事をはじめ各障害者団体の皆様には私たちでは気が付かない実態等貴重なご意見を頂くことが出来ました。また、バリアフリーの専門家である三星昭宏先生、秋山哲男先生をはじめ多くの方々にアドバイスを頂きました。法案が与野党全会一致で可決成立したときには、ホッとして、感無量でした。

— 最後にバリアフリー・ユニバーサル社会について一言お願いします

あえて言うなら、「ありがとう」を強いられずに済む社会ではないでしょうか。これは妻屋さんに「何をやってもらってもありがとう、ありがとうと言わなければならぬ気持ちがあなたに分かりますか？」と問われたときに胸に深く突き刺された言葉です。

法務副大臣となつても、ユニバーサル社会推進議連の事務局長であることには変わりありません。2020年の東京オリンピックパラリンピック成功はもとより、誰もが差別されることなく暮らしやすい社会の実現にむけて、引き続き政治の側から皆様と関係各省等のパイプ役として全力を尽くして参ります。

議員としてバリアフリー新法成立にも尽力された盛山議員（右）と



# 一押し うちのドライバー



本誌 23 号で、「地域・福祉ドライバー応援プロジェクト」が発足し実施要領作りを検討していることをお知らせしました。その後の協議で、バッジには「地域貢献ドライバー」の文字をあしらうことが決まり、現在は、バッジのデザインや形状、授与までの流れなどを検討しています。

今号では、新たに全国移動ネットの各地の理事から推薦された、4人の一押しドライバーをご紹介します。

## 大まかな流れ（案）

●運転者の所属組織が推薦

（チェックリストで判断）



●プロジェクトが推薦内容を確認



●所属組織が費用を支払う



●交流行事や講習会等で授与または送付



●全国移動ネットのホームページでご紹介

## 授与対象者 (案)

◆下記の全てに当てはまる人

○所属組織から推薦された人

○移動サービス（※）に一定期間従事している人

（※）自家用有償旅客運送、4条ぶら下がり、  
登録不要の移動・外出支援、福祉輸送事業  
限定許可

○国交大臣認定講習等を受講した人

○利用者等の推薦コメントがある人

注：運転免許の種別は問わない

### 菅 伯明（すがのりあき）さん / 1948年生まれ

所 属 団 体 NPO 法人 福祉ネット寿（神戸市）

活 動 歴 7年（2009年から）

福祉ネット寿は、阪神大震災時に重度障害者の介護・送迎をスタートさせ、現在は主に発達障害児の支援、放課後デイ、相談支援等を行っています。菅さんはその送迎部門の責任者として車両管理の全般を取り扱い、キャラバンを運転しています。

以前は、神戸製鋼ラグビー部の主将として栄光の7連覇の土台を築いた人でもあり、大工仕事が得意で器用、大型バイクも乗りこなします。ドライブテクニックに長け、また笑いも取れる芸達者で、兵庫県知事の前で披露して大変喜ばれたこともあります。飲み会や旅行の幹事など仕事と遊びの中心人物として活躍しています。利用者からは喜ばれ、代表から頼りにされ、スタッフから慕われ、つっこまれて笑いを誘う、福祉ネット寿になくてはならない人です。



## 上原 文夫 (うえはらふみお) さん／1951年生まれ

所 属 団 体 NPO 法人 陽だまり (広島県福山市)

活 動 歴 1年 (2015年から)

運転者に就任するや否や、あっという間にみんなの信頼を集め、一年を通して大活躍！道に詳しく田舎から都会までどんな所でも対応でき、運転技術はピカイチです。新規の依頼が入ると、必ず事前に現地の下見に行ってくれ、分からぬことがありますればちゃんと事務局に聞いてくれます。

何より、まず相手のことを考えて寄り添ってくれます。その姿勢に利用者さんからの信頼も絶大！いつも、安心してお任せできます。趣味はゴルフのアウトドア派です。



## 福田 義輝 (ふくだよしてる) さん／1943年生まれ

所 属 団 体 NPO 法人 サポートつくし (栃木県日光市)

活 動 歴 11年 (2005年から)

まだ外出支援のしくみもないころから、地域の視覚障がいの方々を中心に幅広く支援に従事して来られました。利用者には体のこと以外にも色々と事情があることが多いのですが、細やかな心配りとともに常にヒヨウヒヨウとしたキャラクターで安心感を与え、信頼されています。

運転については「安全運転管理者」も務め、無違反はもとより、小さな接触なども一切ありません。「つくし」の中心的存在、まさにうちの一押し Driver です。



## 木梨 義孝 (きなしょしたか) さん／1957年生まれ

所 属 団 体 認定 NPO 法人 福祉送迎サービス・杉並 (東京都杉並区)

活 動 歴 5年 (2011年から)

利用者の評判が良く、予約時に「運転は木梨さんにお願いしたい」と指名されることが多いです。

福祉車両のレジアスを運転し、理事長から見ると慎重すぎると思ふくらいに安全運転に徹しています。どんなに緊急の電話連絡でも、車を安全な場所に停めてから、コール・バックします。車両の給油・洗車を自発的にします。こんな頼もしい人です。



# 大切にしたい通達の“こころ” 「移動困難者の生活を支えている」

2015 年 12 月 25 日に国土交通省から通達「NPO 等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」(国自旅第 298 号) が発出された。

国の「通達文」と言えば、地域で移動サービスに取り組んでいる私たちにとっては、極めて難解な文字が並んで映り、ともすれば日常の活動からは縁遠い存在であった。一方、「通達」のあて先となっている各地方運輸局(支局)においても、その都度、出されてくる通達の“こころ”(趣旨)を充分に図釈し、各地の運営協議会の場に反映されてきたとは、とても言い難いのが現状と言える。

しかし、2006 年の「改正道路運送法」施行以来、各運営協議会の“不合理なローカルルール”に苦しめられてきた福祉有償運送団体にとって、大切な方向性の一つが示されている通達であり、今後の福祉有償運送の規制改善につなげていくための糧とするために、ここにレポートするものである。(大阪編集部)

## 総務省・九州管区行政評価局が「福祉有償運送に関する実態調査(2015 年)」

総務省の九州管区行政評価局が、2014 年 8 ~ 11 月にかけて福祉有償運送の実態調査を行い、九州運輸局に“福祉有償運送制度の着実な取り組みが促進されるよう”に改善所見を通知した。その後、対応措置状況についてのフォローアップ調査で改善状況をまとめて、九州運輸局と各市町村に連絡している(報道資料: 2015.9.29)。

その報告書によると、2014 年度は「\*ローカルルール把握: 29 件(うち不合理判定は 0 件)」となっていたものが、2015 年度調査では「ローカルルール把握: 112 件(うち不合理判定 20 件)」【前年度の 4 倍】となっている。そして「運輸支局の把握方法が消極的」であることを指摘し、法令・通達上容認されていることを認めない独自の規程の存在や、不合理を申し出る窓口機能がないことにより、「必要な福祉有償運送が抑制されるおそれがある」と指摘している。

また運営状況についても、「運営協議会の設置や議事録をホームページ等で公表していない市町村」が 76.9% も存在することを指摘し、「公平公正な協議のために積極的に公表するよう働きかける」としている。

(\*)ローカルルール: 運営協議会が定めている「関係

法令・通達に定められていない独自の基準」のことを指す。)

## 福祉有償運送運営協議会(関西)のゆゆしき実態

移動サービスのすそ野を拡げていくための基盤整備として、関西 STS 連絡会が 2007 年から取り組んできた「運転協力者認定講習会」の修了者は 5,280 名(2016 年 3 月末現在)にものぼる。

一方で、国土交通省がまとめた「自家用有償旅客運送登録団体数(2015 年 3 月末)」では、全国が計 2,550 団体で、2014 年度の「新規登録: 131 団体」「抹消: 104 団体」。近畿運輸局管内は計 359 団体で、「新規登録: 26 団体」「抹消: 16 団体」となっている。つまり登録団体数は微増にとどまり、せっかく福祉有償運送を開始した団体が全国的に「抹消」に直面しており、各団体の悲鳴が聞こえてきそうな重たい現実が続いている。

大阪では 2014 年に運輸支局も参加する北摂地域運営協議会(大阪運輸支局管内)で、「これからはメーターを付けないと、更新を認めない」などの発言が飛び出し、後日、運営協議会事務局から「新しい基準(?)で見直すように」との文書が届けられた。また同年、阪神地区運営協議会(神戸運輸監理部管内)では、登録更新する団体が、運送の対価を「3.0km

まで500円」から「520円」に値上げする申請を出したが、「運送事業者は傍聴人であり、発言は説明を求められた時のみ」と申請者が「退席」を命じられ、「協議は整わず」とされた。

こうした事態を受け、いずれも関西STS連絡会として、近畿運輸局に「調査と是正を求める要望書」(2014年10月27日)を提出したにも関わらず、前述の阪神地区運営協議会の事案では、2016年1月に議事録の公開もないまま、「更新申請を却下」する判断が下された。この申請団体は2月に入り、利用者宛の「送迎サービス廃止」のお知らせと同時に、法人理事会にて「福祉有償運送からの撤収」を決議している。

### 問われる国土交通省通達（2015年12月25日）「広く登録が行われ、地域の移動困難者の生活を支えている」の“こころ”

一方、12月25日付の通達「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」には、9年間に発出された6つの通達等によって「広く登録が行われ、地域の移動困難者の生活を支えているところである」と書かれている。2014年の九州管区行政評価局からの指摘にも触れながら、運営協議会における不合理なローカルルール等の取扱いについて、内閣府の規制改革会議において「規制改革実施計画」(2015年6月30日閣議決定)には「福祉有償運送の規制改善に係る指摘」が盛り込まれたとしている。

そして「今後の福祉有償運送の実施にあたっては、市町村と連携を図り、取扱いの地域差により（福祉有償運送の）実施が妨げられることがないよう努められたい」とされている。

### この通達を構成員全員で読もう

この通達の1項目では旅客の範囲について、「福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とすることは可能である」と明言。また収受する対価について、「ガソリン代等の他、輸送に

係る適切な範囲内であれば、予約事務を行うオペレーターの入件費等も実費の範囲として可能」とも明記されている。

### 【国土交通省通達

#### 国自旅第298号（「1」「2」の一部抜粋）

##### 1. 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する周知徹底について

以下の点についての取扱いを市町村担当者及び運営協議会構成員に対し周知徹底することとする。

- (1) 運送する旅客の範囲については、運営協議会等において、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とすることは可能である。
- (2) 旅客から収受する対価については、「実費の範囲内」であることが求められ、ガソリン代等の他、輸送に係る適切な範囲内であると認められるのであれば、予約事務を行うオペレーターの入件費等も実費の範囲として含むことは可能である。
- (3) また「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」は、あくまでも目安であり、上限として定められているものではない。

##### 2. 福祉有償運送の運営協議会の実態把握について

運輸支局等においては、毎年3月末時点の各管轄区域の地方公共団体における福祉有償運送の運営協議会の設置状況について調査を行うとともに、運営協議会が設置されていない地方公共団体に対しては、①設置をしていない理由、②今後の運営協議会設置の予定、③その他地域の特殊事情等について調査を行うものとする。

しかし、「運営協議会において認められれば」という条件付きでもある。運営協議会では構成員によって認識が異なり、登録のハードルを上げている地域が少なくない。「実施が妨げられることがないように」「構成員に対し周知徹底すること」が不可欠である。

自家用有償旅客運送の法律上の位置づけが明確化されて10年目を迎える。今こそ2006年の「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTSの普及促進が緊急の政策課題である」(国土交通省)とした原点にある“こころ”を呼び起こす一つのきっかけにしたいという想いを込めて、このレポートを締めたい。



“新しい総合事業”に基づく移動支援が始まります

## 松戸市(千葉県) 訪問型サービスBのオプションで移動支援導入へ

松戸市は、「新しい総合事業」に位置付けられた訪問型サービスA・Bを一体的に推進するため、訪問型元気応援サービス(=A+B)というしくみで、モデル実施している。訪問型サービスD(移動支援)は実施しないが、訪問型サービスBのオプションとして位置付けた。運行部分は登録不要の活動(介護・家事身辺援助等のサービスとの一体型)、いわゆるファミサポ型(本誌p4参照)で、各地の自治体・団体から注目を集めている。



### ■松戸市の訪問型サービスの実施状況～住民と団体の声を元に市が創意工夫～

- 1 訪問型サービスAは「訪問介護」の「生活援助」にあたるサービスで就労したい人を担い手として実施=「元気応援サービス生活支援コース」。訪問型サービスBは「生活支援コース」ではできない困りごとを、有償ボランティアを担い手として実施する=「元気応援サービス困りごとコース」。モデル実施は2016年3月から1年間。安定・継続的に実施できるか検証した上で、本格化する予定である。
- 2 モデル事業者は、「新地域支援構想会議」を構成している全国組織に参画している団体のうち、既にサービス・支援を提供している3団体。「たすけあいの会ふれあいネットまつど(3月開始)」「松戸市社会福祉協議会(4月開始)」「松戸市シルバー人材センター(準備が整い次第)」で、市と実施団体の4者が、半年間協議を重ね、実施内容を決めた経過がある。  
※通所型サービスは、現行相当と通所型サービスC(短期集中予防型)のみを実施。

### ■松戸市の新しい総合事業の特徴～利用しやすく高齢者が活躍できる条件整備～

- 1 市は、利用者の利便性の向上、費用の効率化、高齢者の活躍の場(就業・ボランティアとして)の創設を一体的に進めるため、訪問型サービスA・Bの両方を同一団体・事業者が実施することを推奨している。両方を実施する事業者には、Aの報酬(30分1,000円)に加算(30分50円)を行う。
- 2 一般介護予防事業の一環で、元気応援キャンペーン(高齢者の活躍を応援する協賛企業・団体募集等を通じた風土づくり)を行うなど、広く市民の理解を得て参加意識の喚起することを重視。その流れの中で訪問型サービスを設計している。
- 3 訪問型サービスD(移動)を登録不要の移動支援として、訪問型サービスBのオプションに組み込んだ。これにより、訪問型サービスBで車での移動支援(通院同行等)が可能になった。  
※オプションとは、全事業者ができるわけがないという意味。移動支援サービス用の一定の研修を受けること、車両は、車両・対人・人身・同乗者への保険に入ること等を条件とした。
- 4 訪問型サービスBの運営費補助を定額にせず、活動時間数に応じて図1のように補助額を決めている。制度的には間接経費のみ補助することとしており、サービス提供者への謝礼金(人件費)は補助しない。

5 地域包括支援センターや委託先のケアマネジャー等を対象に、訪問型サービスA・Bのケアマネジメントについて研修を行っている。利用者が市内一律の「A(基準緩和型)」と実施主体ごとに決めた利用料の「B(有償ボランティア)」を理解するのは難しい。ケアマネジャーが、これらを組み合わせたケアプランを作れることが不可欠。

#### 図1 <訪問型サービスBの補助のしくみ>

★開設補助 30万円 ※移動支援サービスを行う場合+10万円  
★訪問型サービスBの運営費補助 固定額(月額)5万円  
サービス実施時間数に応じて補助額を月ごとに加算する

～50時間以下	0円
50時間超過～100時間以下	12,500円
100時間超過～150時間以下	25,000円
150時間超過～200時間以下	50,000円
200時間超過～300時間以下	100,000円

### ■「ふれあいネットまつど」の事業展開～会員同士のサービスから住民同士へ～

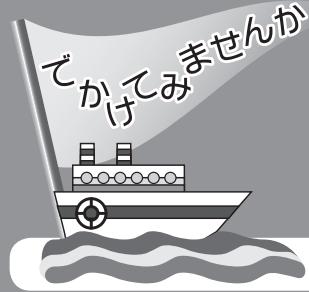
「ふれあいネットまつど」は、これまで団体の自主事業として会員相互の助け合い活動として、「ふれあいサービス」や福祉有償運送を実施してきた。「ふれあいサービス」は1時間1,000円で家事支援や子育て支援や送迎等を行う有償ボランティアのサービスで、内訳は事務局経費200円、活動者謝礼800円(交通費込)。福祉有償運送も「ふれあいサービス」と同様に、運送の対価を時間距離に関係なく松戸市内1回1,000円の定額制で実施してきた(チケット制)。

これを、「困りごとコース」として実施した場合は、市の補助金を事務局経費に充てることで1時間あたりの利用料を1,000円から800円に下げることにした。新しい総合事業の対象者については、「ふれあいサービス」から「困りごとコース」に切り替えることを勧めている。現行相当の訪問介護に比べ利用者負担は増えるが、今まで利用できなかった移動支援や困りごとの支援が、同じ団体で利用できるという点で利用者にもメリットがある。

#### 「たすけあいの会ふれあいネットまつど」の訪問型元気応援サービス(案内チラシ抜粋)

	今までの訪問介護サービス ①(現行相当訪問介護)	訪問型元気応援サービス	
		②生活支援コース	③困りごとコース
サービス内容 (お手伝い できること)	身体介護もできます	身体介護はできません	
	これまでと同じ、介護保険制度の範囲内		生活で困っていることは、 介護保険制度の範囲外でも お手伝いできます ・車で病院などへの送迎 (移動支援サービス)※松戸市内のみ ・庭の草むしり、花木の水やり ・犬の散歩、ペットのお世話 ・大掃除、部屋の模様替え ※ほんの一例です。ご相談ください
利用のしかた	1週間ごと1ヶ月単位の利用	1回ごとの利用ができます	
利用料	所得によって1割・2割負担 月額で利用上限があります (1割負担の場合) 週1回程度 月に1,217円 週2回程度 月に2,344円	(1割負担の場合) 30分未満 1回100円 30分以上1時間未満 1回 200円 30分増すごとに100円加算	(共通) 移動支援は通院など片道1回松戸市内一律800円 移動支援以外は、1時間まで1回800円 1時間増すごとに800円加算
利用料の支払い	月末締め、翌月27日に銀行口座引落し		
利用の組み合わせ	●	●	●

①現行相当訪問介護と②生活支援コースの組み合わせはできません。③困りごとコースだけのサービス(お手伝い)もできます。



シリーズ でかけてみませんか

# 沖縄がらり一人旅

まだまだ肌寒い3月の大阪を脱出し、沖縄へ出かけることにしました。

沖縄県は「沖縄観光バリアフリー宣言」(2007年2月)を制定し、“誰もが楽しめる、やさしい観光地”を目標に、様々な施策が展開されています。今回の目的は知人の結婚式に参列するためですが、世界遺産である首里城(しゅりじょう)及び識名園(しきなえん)と、国際通りを散策しました。

## ●●●沖縄での公共交通(タクシー)での移動●●●

那覇市内の公共交通は、路線バス、タクシー、沖縄都市モノレール(ゆいレール)ですが、日常生活には自家用車、観光にはレンタカーがないと少々不便な印象を持ちました。事前の情報収集で、首里城と国際通りは、ゆいレールでアクセス可能と判明しましたが、識名園は最寄りの首里城駅から約3kmで、しかも小高い丘の上に立地するため、電動車いすでの自力移動ではなく、タクシーを探すことになりました。



首里城本殿入り口。脇にスロープが付いていて、中も車いすで回れる

まずははじめに、沖縄県ハイヤー・タクシー協会のホームページに掲載されている福祉タクシー導入数社に電話してみました。ですが、配車日時や希望する車種の兼ね合いで予約には至らず、電話するたびに同じ質問を繰り返すため、結構な時間を費やしてしまいました(笑)。

## ●●●沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合との出会い●●●

最後に問い合わせた事業者の係員さんから、沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合のことを教えていただき、すぐに予約センターに電話してみました。希望を伝えて待つこと20分程度で「介護タクシーあすなろ」(トヨタヴォクシー・スロープ)代表の仲島さんから電話が入り、詳細を確認してめでたく予約完了となりました。



運転手の仲島さん(左)と識名園にて

当日は、宿泊先と識名園の往復で約40分、現地で合流した大阪の知人と2人で乗車しました。道中に加盟する事業協同組合についてお聞きしたところ、「2005年に介護タクシー事業者で組織した事業協同組合で、現在は40事業所で構成されています。全国に先駆けて個々の事業所を県域ネットワーク化し、予約電話番号と料金の共通化や、夜間・休日など予約担当者の業務時間外も、転送機能を活用し当番事業者が受付対応するなど、利用者からの信頼を得るため様々な取り組みをしています。」とのこと。

平日は、通院や買い物、娯楽での依頼が多く、介護施設・病院からの依頼や観光目的の利用もあるそうです。利用が集中する連休などの場合は、組合員同士で運行を分担するなどしてスムーズな送迎を心がけているそうです。大阪と比較して、料金の安さにも驚きました(乗降介助料を含めて往復で3,000円でした)。

識名園は王朝時代、中国皇帝からの使者をもてなす迎賓館として建築された建物で、琉球式庭園には時折、小鳥の歌声が響き渡り、春の兆しを感じさせられる沖縄での温かい一日となりました。

ご予約・お問合せ

沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合

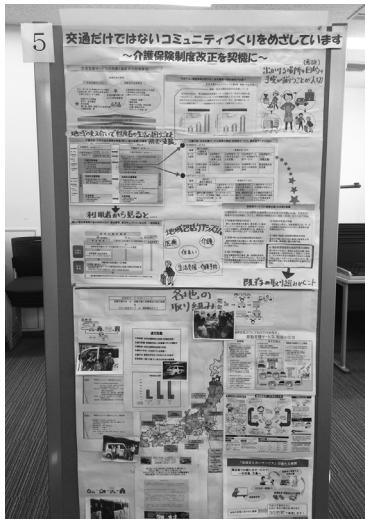
TEL: 0120(356) 194 <http://kaigotaxiokinawa.iinaa.net/index.html>

2015年度の下期は、地域から動きを作り出すことを意識した取り組みが中心になりました。

中央の動きとしては、「登録不要の移動支援勉強会」を通じた国交省へのはたらきかけや、認定NPO法人の申請などを行いました。12月と2月の理事会では、これらの状況を共有し、地域の動きを活性化する方策として、受け取り寄付金の地域還元や「地域貢献ドライバー」バッジなどについて協議しました。

## → くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2015（11/24.25、東洋大学）

行政・住民・交通事業者の「三方よし」をキーワードに開催され、270名が参加しました。1日目は、失敗を生かして成功につなげた事例や、解は一つではないことを、事例発表とワークショップで共有しました。2日目



は、地域生活交通の「話題の人」が勢ぞろいし、ハブ＆パークによる運行効率化、需要創出のための地域おこし、貨客混載、交通を身近なものにする住民と学生の活動、非営利の個別送迎等々、実践者からの情報と知恵が次々飛び出しました。

全国移動ネットは、ポスターセッションにも出展し、登録不要の活動を行っている団体や自治体の方々とプレゼンテーションを行いました。

## → 勉強会「住民主体で進める新しい総合事業と移動支援」（主催：12/6、名古屋）

参加者80名のうち自治体職員が約1/3で、新しい総合事業について自治体が試行錯誤していること、移動支援についても関心が少しずつ高まっていることがわかる勉強会でした。

長久手市の吉田一平市長、日大の内藤佳津雄教授、さわやか福祉財団の清水肇子理事長の講演では、「住民主体」で地域づくりを進めるためにどのような思想・意識が大切か、その趣旨を踏まえて「新しい総合事業」にどう取り組めばよいかが示されました。

取り組み紹介では、神奈川県秦野市の訪問型サー

ビスDのしくみと神奈川県の担い手育成研修、さわやか福祉財団と共に開催している登録不要の移動支援勉強会の進捗、名古屋市の南医療生協による住民参加のまちづくりの実践の様子などが披露され、「訪問型サービスDについては情報がなく困っていた」「法的な整理が理解できた」といった声が複数寄せられました。

## → 北陸、中国、四国地方でネットワーク交流会

### ▼北陸信越地区移動サービスネットワーク交流会（11/7）

富山市において、この地方で初めてのネットワーク交流会が開催されました



た。富山、長野、石川、新潟の移動サービス関係者が参加し、福祉有償運送の課題や様々な移動サービスに関する情報交換を行いました。地元の川添夏来理事からは、「富山県だけがとても遅れているように感じていましたが、まだまだ酷いローカルルールに悩まされている地域があると知りました。近隣県、力を併せて移動困難者の方々のために、少しでも前進できるよう頑張っていきましょう」と参加者へのメッセージが送られました。2016年の開催地は石川県の予定です。

### ▼中国地区移動支援団体ネットワーク交流会（11/29）

島根県出雲市で開催され、中国地方5県から36名の移動サービス関係者が集いました。7回目とな

る今回は、前日に世話人団体である「たすけあい平田」主催のフォーラム「新しい総合事業と住民参加で支える地域の移動支援について」が開催され、じっくり学び、交流も深まった2日間でした。2016年の開催地は鳥取県の予定です。



### ▼第6回四国地区移動サービスネットワーク学習会・交流会（12/19）

愛媛県松山市で開かれ、愛媛県、香川県、高知県、岡山県から18名の参加がありました。石山典代理事による訪問型サービスDなどに関する講演の後、松山市の興居島（ごごしま）で公共交通空白地有償運送の立ち上げに尽力されたケアマネジャーの石川氏から事例報告がありました。また、参加者のうち3人は久万高原町の職員で、同町での立ち上げに向けた課題を全員で考えるなど、発見の多い交流会となりました。2016年の開催地は高知県の予定です。



### ➡セミナー「外出支援の拡充に向けて」 (共催:3/24、横浜市)

かながわ福祉移動サービスネットワーク主催の同セミナーは参加者の半数以上が自治体職員でした。基調講演では、淑徳大学の結城康博教授が「新しい総合事業の中で、せっかくメニューに移動支援を創っても、ケアプランにサービスを組み入れなければ活用はできない」と、改めてケアマジメン

トの重要性を述べました。ご自身が介護保険計画策定委員会の会長を務める松戸市では、(仮) アセスメントシートを作成し、地域包括支援センターの職員等300名が参加するグループワークを行っているそうです。

多摩市、松戸市、神奈川県で活動するNPOの事例報告も、自治体職員に「移動支援」のサービス創出の流れやしくみ、創出に向けた課題を知っていただくいい機会になりました。

### ➡生活支援サービスの創出に向けた自治体主催の研修会（講師派遣）

1月以降は、自治体から「新しい総合事業」関連で「移動支援」についてのセミナーや、担い手育成の研修会などの講師派遣依頼が寄せられるようになってきました。3月には、山梨県主催、山梨県北杜市、青森県に講師を派遣したほか、大分県の国東市（くにさきし）から市内2地区での住民勉強会の講師派遣依頼があり、開催予定の6月に向けて準備を進めています。

### ➡高齢者の生活を支えるネットワークセミナー（企画運営）

全社協の渋谷篤男事務局長による“場”と地域福祉についてのオリエンテーションで始まり、介護施設やNPO、社協・行政職員から「地域での支え合いの仕組みづくり」の実践発表と、“場”を体感するワークショップが行われました。偶然にも大半のグループが「男性の地域活用」をテーマに掲げていました。「男は名刺を持たせると元気に活動する」という言葉はみなさんがメモして帰られたのではないかでしょうか。同セミナーは、4年間継続してきましたが、今回で一旦区切りとなります。



# 全国移動ネット事務局だより

## ◆認定NPO法人申請、2018年度に再チャレンジへ

昨年10月に認定NPO法人の申請書類を提出し、1/27に実地調査を受けました。しかし、「災害支援の会」(任意のグループ)の活動が、定款に記載されていないにも関わらず、年次報告書等に記載されていたため、実質的に法人の事業として行われていると指摘され、申請は取り下げとなりました。

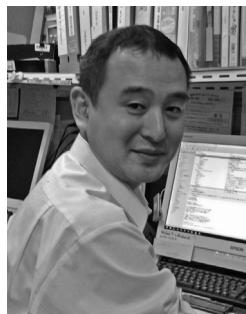
東京都は、定款第5条に定めていない事業を2事業年度以上行ってはいけないという運用方針を示しています。これにより、2015年度までは実績判定期間としても無効となっていました。

そのため、理事会で今後の方針について再度検討した結果、2016年度を実績判定期間の1年目とし、2018年度に改めて申請することになりました。

ご寄付を下さったみなさまには、お気持ちに添うことができず、大変申し訳ありませんでした。移動困難者の問題や移動サービスに対する認知が高まり、地域にも役立つ取り組みを進めていきますので、引き続きご支援のほどをお願い申し上げます。

## ◆新しい事務局員ご紹介

4月から、福祉系コンサルタントの勤務経験もある石川陽一さんが入局しました。全国移動ネットに週2日勤務しながら、ご自身の研究活動に勤しむというバイタリティ溢れる男性です。今年度は日本財団の助成事業の事務局を担当します。



### 編集後記

◆今月の市広報紙に「高齢者いきがいワーカーズ」の新規事業者を支援します」という見出しが目に留まる。高齢者が社会貢献や生活支援等の事業を行うため

100万円を補助するらしい。大きい人参になりますよう!? (遠藤)

◆水害被災地・常総の横田さんの奮闘記レポートが、ほぼ完成の目処がついた頃、熊本での大地震と深刻な被災情報がかけ巡った。思わず作業の手が重くなるのを感じた。また、被災地での支援情報が入り始めた…。(田村)

◆沖縄での観光は、良い気分転換になりました。路線バスにノンステップバスの導入が本格的に始まりました。ちゅら海水族館をバスで訪れるのが当面の夢です。(伊良原)

◆熊本にいる理事に被害状況を聞き移動支援の検討をお願いする。いつも現地に行けず気が引けるが、「もうくり」メンバーがいち早く動いてくれた。災害時に役立つ平時のネットワークの意味が少しあわってきました。(伊藤)

(表紙の写真)

左 / 事例発表する「ふれあいネットまつど」の奥田氏  
(3/24 横浜市にて)

右 / バリアフリー化され車いすで玉座まで入れる首里城  
(沖縄県)

下 / JUNTOS 移動支援: 依頼内容を確認し出発準備  
(常総市)

### 市民の手による移動サービス情報誌

## 「モヴェーレ-MOVERE」第24号

2016年5月20日発行

定価● 500円 (送料別)

発行人●中根 裕

編集・発行●

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 204号

Tel: 03-3706-0626 Fax: 03-3706-0661

<http://zenkoku-ido.net>

E-mail ● [info@zenkoku-ido.net](mailto:info@zenkoku-ido.net)

制作●株式会社 アダプティブデザイン

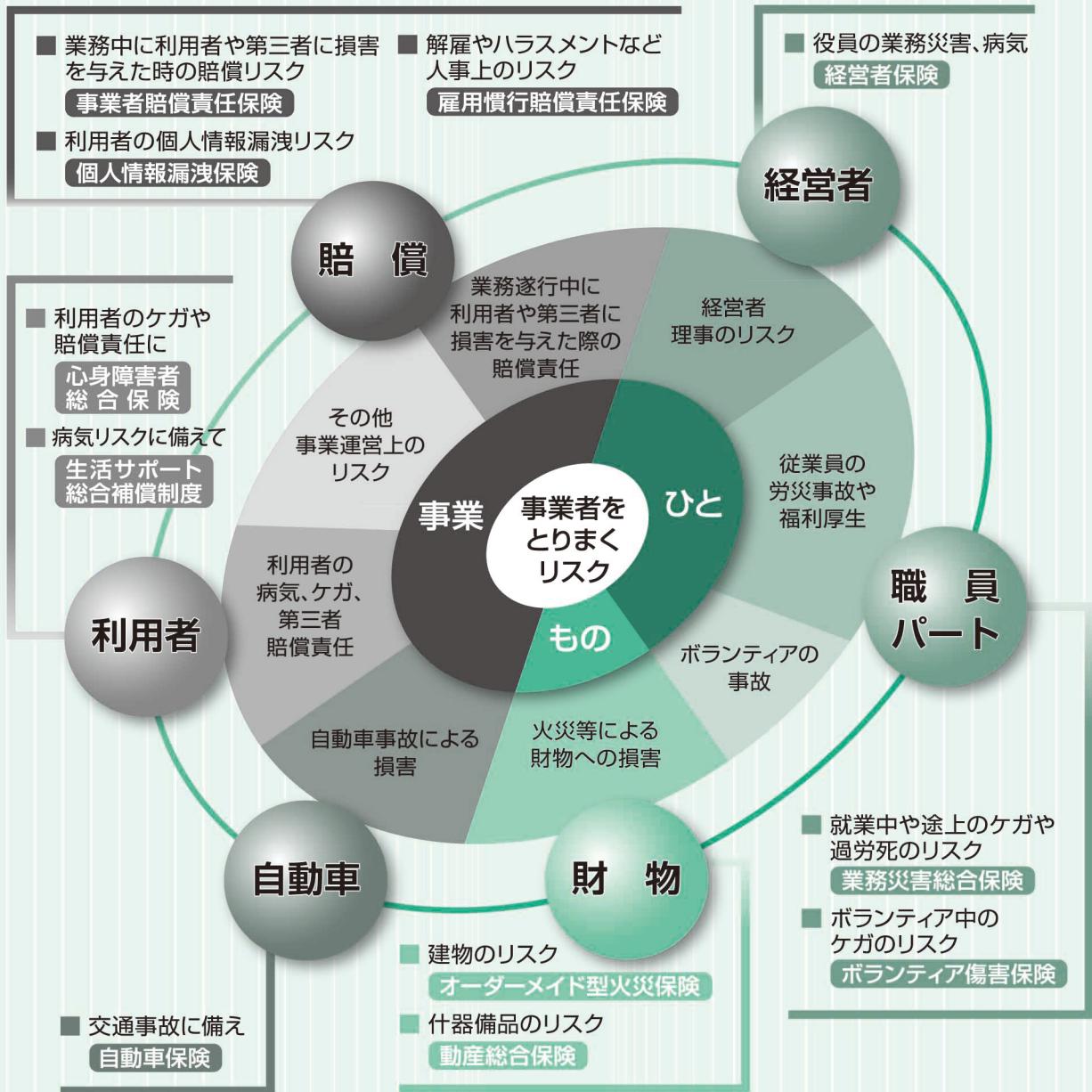
### ■「モヴェーレ MOVERE」ネーミングの由来

移動サービスは「運送 (transport)」するのではなく、外出のための「移動 (movement)」を支援する活動です。「モヴェーレ (movere)」はラテン語で「動く」の意。このネーミングには、移動困難者を含めたすべての人々に移動権が保障されることを目指す全国移動ネットの強い想いが込められています。

## 障害福祉サービス事業者

## リスク&amp;保険

- 業務中に利用者や第三者に損害を与えた時の賠償リスク
  - 事業者賠償責任保険
- 利用者の個人情報漏洩リスク
  - 個人情報漏洩保険
- 解雇やハラスメントなど人事上のリスク
  - 雇用慣行賠償責任保険
- 役員の業務災害、病気
  - 経営者保険



## お問い合わせはこちらまで

## 関東・新潟地区 株式会社ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11新宿三井ビル2号館2F  
Tel:03-5321-3373 Fax:03-5321-4774

## 北海道地区

## 株式会社ジェイアイシー北海道支店

〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8-2 S Rビル4F  
Tel:011-221-7009 Fax:011-221-1704

## 東北地区

## 株式会社ジェイアイシー南東北支店

〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン18F  
Tel:022-265-0010 Fax:022-264-0081

## 九州地区

## 株式会社ジェイアイシー九州

〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7天神クリスタルビル14F  
Tel:092-791-7561 Fax:092-791-7562

上記以外に青森・盛岡・新潟・松本・金沢・岐阜・熊本・沖縄に拠点があります。

## 近畿・岡山地区 ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11ウタカビル401  
Tel:06-6941-5187 Fax:06-6944-1728

## 東海・北陸地区

## ジェイアイシーセントラル株式会社

〒460-0008 名古屋市中区栄5-28-19アルティメイトワー栄Vビル9F  
Tel:052-262-2211 Fax:052-262-7171

## 中国地区

## ジェイアイシーウエスト広島株式会社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20第三ウエノヤビル8F  
Tel:082-511-7025 Fax:082-511-7026

## 四国地区

## ジェイアイシーウエスト四国株式会社

〒790-0001 松本市一番町14-7フジコビル4F  
Tel:089-987-7015 Fax:089-987-7016